

【論文】

『播磨国風土記』柏原の里伝承考

宇賀神 裕

序

『風土記』は和銅六（713）年の詔^(注1)によつて撰進されたとされる地誌である。その内容には土地の名称や産物といった地誌としての役割を担つた記事がある一方で、同時期の『古事記』や『日本書紀』にも劣らない不思議な記事がある。本稿で取り扱う『播磨國風土記』讃容郡柏原の里伝承—以下「当該条」—も、不思議な内容を有する文芸的伝承の一つである。

まず当該条を見てみると、以下のようになつてゐる。^(注2)

柏原の里 柏多に生ふるに由りて、號けて柏原と爲す。

大神が呉床（敷物）を敷いた上で魚を取ろうとしたところ、鹿が入ってきた。そこでこの鹿を膾にして食べようとするも口に入らなかつた。だからこの地を去つて他の地に遷つていった、と語られている。

当該条の主要な内容は大神が鹿を食べようとして、その鹿が

此處^{こゝ}を去りて、他に遷りましき。

大神が呉床（敷物）を敷いた上で魚を取ろうとしたところ、

鹿が入ってきた。そこでこの鹿を膾にして食べようとすると口

に入らなかつた。だからこの地を去つて他の地に遷つていった、

と語られている。

当該条の主要な内容は大神が鹿を食べようとして、その鹿が口から落ちた。つまり食事を失敗したことにある。当該条の不思議な点は、その前の文脈、すなわち魚を捕ろうとして鹿が捕獲された、という点にある。筌とは『和名類聚抄』に「筌 野王案、筌、捕魚竹筈也」とあるように魚を捕る道具であり、これを川に設置していたことからすれば、もともと大神が捕ろうとしていたのは魚であつた。ところが、思いがけなくもその道具で捕獲したものが鹿だつたのである。この通常では考えられ

ない状況について、諸注釈では特に何の指摘もされていない。なぜ当該条で大神が捕獲したものが「魚」ではなく、わざわざ「鹿」として描かれたのであろうか。そこには何らかの意味があるものと考えられる。本稿では魚を捕らえようとして鹿を捕らえてしまったという不思議な記述の意味について検討したい。そのことによつて、当該条の『播磨国風土記』における意義について考えてみたい。

一、当該説話の解釈

先に記したように、当該条の主要な内容は大神の食事とその失敗にある。ではその食事——「食べる」という行為——にはどのような意味があるのでだろうか。

A 大神、此處にいひすか食いひかしましき。（播磨国宍禾郡安師里）

B 國占めあましはし神、此處にいひか炊かれひぎまひきたまひき。（播磨国宍禾郡飯戸阜）

C 彌麻都比古命、井を治りて、糧をあ食いひしたまひて、即ち云りたまひしく、「吾は多くの國を占めはつ」³とのりたまひき。

（播磨国讚容郡邑寶の里）

D 天日槍命、韓國より度り来て、宇頭の川底に到りて、宿處

を葦原志舉乎命に乞はしきく、「汝は國主たり。吾が宿ら

む處を得まく欲ふ」とのりたまひき。志舉、即ち海 中を

許しましき。その時、客の神、劍を以ちて海水を攪きて宿りましき。主の神あるじ、即ち客の神の盛なる行を畏みて、先に

國を占めおもほむと欲して、巡り上りて、粒丘に到りて、食いひをしたまひき。⁴」に、口より粒落ちき。（播磨国揖保郡揖保里）

『風土記』中には神が食事をする様子が描かれる（A）。ここで注目したいのは、同様に神が食事をする伝承において、その主体が「國占めましし神」と描かれ（B）、あるいは食事の後に「吾は多くの國を占めはつ」と神が発言することである（C）。B・C両例において、神の食事は「國占め（土地の占領）」という言葉と関連していることがわかる。特に播磨国揖保郡粒丘条（D）では、葦原志舉乎命の食事の目的が「先に國を占めむと欲して」であることがはつきりと記されている。この食事という行為について、岡田精司氏は

大地から生ずる五穀をはじめとする作物（水辺の地では水

産物）も、香具山の土のように、ある条件を具えた場合に

は國魂を象徴するものとなり、そしてそれを一定の宗教的手続きによつて食う時、その土地の支配権を握ることになると信ぜられていたのであろう。

と述べている。また、この論を受けて秋本吉徳氏は

古代における食国（ヲスクニ）儀礼を語る物である。土地

占有的呪的行為として、その土地の作物（多く米）を食べ

る」とによつてその土地の支配権が得られるとする」の儀

礼からすると（後略）

と述べている。このように、先行研究においても、やはり粒丘の記事は国占めを行つているものとし、それはつまり國魂を象徴するものを食べることによつて、その土地の支配権を握る」とであると説かれている。

食事をすることが魂（タマ）の掌握ないし取り込みを意図してなされていたことは、当時の風俗からも確認することができ。『万葉集』卷十六には、乞食者の歌として鹿の歌と蟹の歌二首が詠まれており、そのうち鹿の歌は次のように詠まれている。

E 愛子 吾背の君 居り居りて 物にい行くとは 韓國の

虎とふ神を生取りに 八頭取り持ち來 その皮を 疊に刺

し 八重疊 平群の山に 四月と 五月との間に 藥獵

仕ふる時に あしひきの この片山に 二つ立つ 樺が本

に 桦弓 八つ手挾み ひめ鏑 八つ手挾み 鹿待つと

わが居る時に さを鹿の 来立ち嘆かく 頓に われは死

ぬべし 大君に われは仕へむ わが角は 御笠のはやし

わが耳は御墨の塙 わが目らは 真澄の鏡 わが爪は
御弓の弓弭 わが毛らは 御筆はやし わが皮は 御箱の
重花咲く 八重花咲くと 申し賞さね 申し賞さね

（万葉集卷十六 3885）

Eは、「わが肉は 御膾はやし わが肝も 御膾はやし」とあるように、食物として鹿が饗されており、それを饗される鹿の視点でもつて詠まれている。そして「肉」や「肝」を食べられることが、「大君に われは仕へむ」と大君（天皇）へ仕える（服属する）ことである旨を述べている。『日本古典文学大系 万葉集』では頭注において

鹿のために苦痛を述べたというのは、表の意味で、実は鹿の人間への奉仕をとほぐ寿歌である。この歌と次の歌に

鹿と蟹を選んだのも、山の幸、海の幸を代表させた一対の寿歌になつてゐるのかもしだれない。

と説明している。やはりこの場合の食事も靈力（山幸・海幸）を天皇に付与させることが目的であり、その結果、食べられる側の服属となることを示した例と言えるであろう。^(注5)

このような例から、当該条における大神の食事も、国占めによる国魂（穀靈）の取り込みが目的であつたと解釈できる。しかしながら、当該条では食事をしようとしたその結果、「み口に入らずして、地に落ちき。」とあるように失敗をしてしまう。では、今度は逆に食べられないこと、食事に失敗することの意味とは何かについて考察していくことにする。

当該条と同じように、食事をしようとしてその食物が口に入らなかつた例は、前掲の粒丘条（D）にも見られる。ただし、葦原志舉乎命が国占めに成功したか否か、その結果については先行研究において意見が分かれている。当該条では食事の失敗の後に「故」という言葉を用いていることから、食事の失敗と大神が別の所に遷り去つてしまつたことが因果関係として説明されている。よつて、その結果の部分である「遷り去る」ということから、国占めの成否について考察していくことにする。

F 大神妹妹二柱、各、競ひて國占めましし時、妹玉津日女命たまつひめのみこと、
やがあだじとこ 競たけみなかたのかみべたけみなかたのかみ めたけみなかたのかみ る。故、我先に其の御手を取らむ。」と言ひき。故、

生ける鹿を捕り臥せて、其の腹を割きて、其の血に稻種きき。

仍りて、一夜の間に、苗生ひき。即ち取りて殖ゑしめたまひき。

爾に、大神、勅りたまひしく、「汝妹は、五月夜に殖ゑつる

かも」とのりたまひて、即て他處さよつひめのみことに去りたまひき。故、五

月夜の郡と號け、神を贊用都比賣命さよつひめのみことと名づく。（播磨国讚容郡）

『風土記』の国占め伝承の中で、神が別の土地へ遷り去るという内容を持つものには、播磨国讚容郡条（用例F）が確認できる。その内容を見てみると、妹妹の神が国占めのために競い合いをし敗れた結果、妹の神が「他處に去」つたとしている。この例から、神が土地を遷り去る原因は、土地の占拠に失敗した結果に起因していることがわかる。そして土地の占拠においては、他の神との争いという要素が含まれているのである。つまり、立ち去る神は相手の神と争つた結果敗れ、相手の神によつて撃退・排除される形でその土地を遷り去つてるのである。^{注6} このような例は『風土記』以外にも見ることができる。

G 如此白す間に、其の建御名方神たけみなかたのかみ、千引の石を手末に擎げて

来て、「誰ぞ我が國に來て、忍び忍びに如此物言ふ。然らば

力競たけみなかたのかみべたけみなかたのかみ めたけみなかたのかみ る。故、我先に其の御手を取らむ。」と言ひき。故、

其の御手を取らむと乞ひ歸して取りたまへば、若葦を取るが

取り成しつ。故爾に懼りて退き居りき。爾に其の建御名方

神の手を取らむと乞ひ歸して取りたまへば、即ち逃げ去にき。（神代記）

如、塗み批ぎて投げ離ちたまへば、即ち逃げ去にき。（神代記）

『古事記』神代の国譲りの場面では、天孫降臨のために、建御雷神が高天原から葦原中國に遣わされる。そして葦原中國に居する大國主神らに退去を命じるのである。Gは、その際に建御雷神が大国主神の子である建御名方神と争いをする場面と

なつてゐる。この例においても、土地の占有に關わる争いと敗者の退去という要素が確認できる。

では当該条ではどうだらうか。当該条において、大神は鹿を口にすることが出来なかつたと描かれているが、その結果として土地を退去している。F・Gから、神の退去は土地の占領に關わる争いと敗北の要素を含み持つてゐることになる。従つて、当該条は大神の単純な国占めの失敗を描いてゐるのではなく、他の神と争い、その結果敗れ去つたものと考えられるのである。当該条で大神と争つた神が何者であるのか、という点である。

このように当該条を理解すると、一つ問題が残る。すなわち、当該条で大神と争つた神が何者であるのか、という点である。

ここで再度当該条の内容を振り返りたい。大神は筌を使つて魚を捕獲し、その魚を食べることによつて国魂の取り込み（土地の占領）を企図していた。だが、實際大神が捕獲できたものは、その企図とは異なる「鹿」であつた。そしてその鹿を食べようとしたところ失敗し、土地を去るのである。この当該条の内容の中で注目したいのが、序文でも取り上げた「鹿」である。この「鹿」さえ捕獲されなければ、大神は本来の企図の通り国魂の取り込みができたはずである。言い換えれば、大神は取り込むべき国魂を間違えたという単純な失敗を犯したとともに、この「鹿」が大神の企図を妨害した、ともとれるのではないだらうか。そうであるならば、大神と対峙したはずの神との「鹿」とは何らか関係がありそうである。そもそも古代における「鹿」とはどのような存在であつたのであらうか。次にこの問い合わせを解き明かしていきたい。

二、「鹿」との邂逅—土地神としての「鹿」と外部者表現—

鹿は『万葉集』中でも多く詠まれる秋を代表する動物の一つであり、特にその鳴き声が妻（雌鹿）を呼ぶものと表現される。しかし、散文内に目を向けてみると、動物の一種としてだけではない「鹿」の側面が確認できるのである。

H 大神妹妹二柱、各、競ひて國占めましし時、妹玉津日女命、生ける鹿を捕り臥せて、其の腹を割きて、其の血に稻種

きき。仍りて、一夜の間に、苗生ひき。（播磨国讃容郡）

I 此の田の苗子を、鹿、恆に喫ひき。田主、柵を造りて伺ひ待つに、鹿到來たりて、己が頸を擧げて、柵の間に容れて、即て苗子を喫ふ。田主、捕獲りて、其の頸を斬らむとしき。時に、鹿、請ひて云ひしく、「我、今、盟を立てむ。我が死ぬる罪を免したまへ。若し、大き恩を垂れて、更存くることを得ば、我が子孫に、苗子をな喫ひそと告らむ」といひき。田主、ここに大く恠異しと懷ひて、放免して斬らざりき。時より以來、此の田の苗子は、鹿に喫はれず、其の實を獲しむ。（豊後国速見郡頸の峯）

古代において鹿は単純に動物としての側面を持つつも、呪

的性質を有する側面をも持ち合わせていたようである。その呪的性質は特に農耕（稻作）に關係し、血が稻の成長を促進させる効果を持っていたり（J）、稻田の守護や収穫を保障する役割を担つたり（J）したことが描かれている。つまり、古代においての「鹿」とは、稻と関わりの深い穀靈としての姿を持つていたのである。

また鹿には穀靈としての姿とは別に、もう一つの側面も持つてゐるようである。

J 川嶋の社。奈良の宮に御宇しめす天皇のみ時、凡海部の忍人、**「此の神、白き鹿と化爲りて、時々出現れます」**と

申ししがば、詔ありて、齋き奉りて、天社と爲しき。

（尾張国逸文（万葉集註釈卷第一））

K 日本武尊、烟を抜け、霧を凌ぎて、遙に大山を・りたまふ。既に峯に達りて、飢れたまふ。山の中に食す。**山の神、王を苦びしめむとして、白き鹿と化りて王の前に立つ。**

（景行紀四十年是歲）

L 吉備中國の川嶋河の派に、**大虬**（みづち 大系頭注・水の精靈。大蛇

または龍をいう。）有りて人を苦びしむ。時に路人、其の處に觸れて行けば、必ず其の毒を被りて、多に死亡ぬ。是に、

三の全瓠を以て水に投れて曰はく、「汝屢毒を吐きて、路

人を苦びしむ。余、汝虬を殺さむ。汝、是の瓠を沈めば、余避らむ。沈むこと能はずは、仍ち汝が身を斬さむ」と

いふ。時に水虬、**鹿に化りて、瓠を引き入る。**（瓠沈まず。ひきい）

即ち剣を擧げて水に入りて虬を斬る。（仁德紀六十七年是歲）

J・K・Lも説話中に鹿が描かれる例である。文中における鹿の姿を見ると、「鹿」の姿は全て「化（爲）」つたものであるという点にまず注目したい。「化（爲）」る、つまり変化するということは、本来は別の形であつたということを表している。では本来の姿は何であつたのかといふと、Jは川嶋の社の神、Kは山の神、Lは神としての表記はないが、道行く人に害を及ぼす荒ぶる神としての大虬となつてゐる。また、これらの神は川嶋の社（J）、信濃國の大山（K）、吉備中國の川嶋河（L）という特定の場所に出現することから、土地に居つく神—土地神—であるがわかる。このように土地神としての姿から変化して現われた「鹿」は、先に見た穀靈としての「鹿」とはだいぶ様相が異なる。

さらにもう一点注目したいのは、この土地神がどのような場面で「鹿」に変化するのか、その状況である。Jでは「時々出現れます」とあるだけで詳しくはわからない。だが、Kでは日本武尊が東征に赴く途中で通過する時に、Lでは笠臣の祖縣守

が大蛇を退治しようとやつて来た時に、それぞれ土地神は「鹿」へと姿を変化させている。このK・Lに共通する状況は、土地の外部の人間（日本武尊・笠臣の祖縣守）がやつて来た時に、土地神はその姿を「鹿」に変化させて現われるということである。

M品太の天皇、此の山にみ狩したまひしに、一つの鹿、み

前に立ちき。鳴く聲は比々といひき。（託賀郡比也山）

N品太の天皇、み狩に行でましし時、白き鹿、己が舌を咋く
ひて、此の山に遇へりき。（賀毛郡鹿昨山）

○倭武の天皇、東の垂を巡りまさむとして此の野に頓宿りた
まひしに、人あり、奏ししく、「野の上に群れたる鹿、數
なく甚多なり。其の聳ゆる角は、蘆枯の原の如く、其の吹
く氣を比ぶれば、朝霧の丘に似たり。又、海に鰐魚あり。
大きさ八尺ばかり、并諸種の珍しき味ひ、遊漁の利多し」
とまをしき。是に、天皇、野に幸して、橘の皇后を遣りて、
海に臨みて漁らしめ、捕獲の利を相競ひて、山と海の物を
別き探りたまひき。此の時、野の狩は、終日駆り射けれども、

一つの宍を得たまはず、海の漁は、須臾がほど才に採
りて、盡に百の味を得たまひき。獵と漁と已に畢へて、御

膳を羞めまつる時に、陪從に勅りたまひしく、「今日の遊は、
朕と家后と、各、野と海とに就きて、同に祥福【俗の語
に佐知といふ】を爭へり。野の物は得ざれども、海の味は

盡に飽き喫ひつ」とのりたまひき。（常陸国多珂郡飽田の村）

このような視点で他の用例も見てみると、M・N両例とも品
太の天皇—応神天皇—が狩りにやつて来た時に鹿が姿を現して
いる。当時の狩猟は〇にあるように「さち（利・祥福）」を占
うものであり、平林章仁^{注7}氏の指摘によれば、

こうしたト占儀礼としての狩猟のほかに、支配者が一定領域
を占有し、その支配権を掌握していることを表わす、政治儀
礼としての狩猟があつた。

と、支配権を掌握していることを表わす政治儀礼として的一面
を持つていた。そのような儀礼的狩猟の時に現れる鹿であるな
らば、この鹿はただの狩猟対象としての鹿ではなくて、土地神
としての「鹿」なのであろう。そしてその土地神が外部の人間
と出会う際には、やはり神としての姿ではなく「鹿」の姿でもつ
て出会うのである。

P伊和の大神、國作り堅め了へましし以後、山川谷尾を堺
ひに、巡り行でましし時、大きな鹿、己が舌を出して、

矢田の村に遇へりき。爾に、勅りたまひしく、「矢は彼の

舌にあり」とのりたまひき。(播磨国宍禾郡)

Q 伊和の大神、國占めましし時、鹿來て山の岑に立ちき。

山の岑、是も亦墓に似たり。故、鹿來墓と號く。

(播磨国揖保郡香山の里)

同様にP・Qでは伊和の大神が鹿と出会っているが、その状況が「巡り行でましし時」「國占めましし時」とあるように、土地の支配権を得るためにやつて来た状況であることがわかる。土地の占領に関わる巡行であることから、ここでの鹿もやはり土地神なのであろう。主体が神となつても、外部者が土地神と出会う際には、やはり土地神は「鹿」として姿を現わすのである。

右のように見てみると、古代の「鹿」の姿は二種類あつたことが窺える。すなわち、穀靈としての「鹿」と土地神としての「鹿」である。ここで当該条に戻つてみると、筌にかかつた鹿は記述の上では「化（爲）」つたものとは書かれてはいないが、出会つた主体としての大神は「出雲の國より來ましし時」とあるように、土地の外部からやつて来ている。またその目的は一章で論じたように土地の占領であつた。このような内容で描かれていることから、この鹿の正体は土地神なのであろう。当該条において、筌に入ったのが「魚」ではなく「鹿」であつたという不思議な表現がなされたのは、土地の占領を企図した大神に土地

神が対峙したことを表現したためと解釈されるのである。

ここでこれまでの内容をまとめて当該条を解釈してみたい。

当該条の大神は柏原の里にて食事をしようと川に筌を設置し、その地の物—当該条の場合は魚—を食べることは国魂を取り込むことであり、土地の支配権を掌握することであつた。しかしながら、筌にかかつたのは魚ではなく鹿であり、さらにその鹿を食そうとするが失敗してしまつ。ここで描かれる鹿は単純な動物としてではなく、土地神が変化して出現したものであつた。すなわち、大神のこの失敗は、土地神と領有権を巡る対立があり、その抵抗に屈したことを表現していくのである。だから大神は別の地へ遷り去つたのである（「故、此處を去りて、他に遷りましき。」）。

三、『播磨国風土記』の成立過程—神話の機能と担い手—

これまで述べてきたように、当該条は大神の國占めの失敗を描いた説話であつた。その中で、土地神である「鹿」に出会うのはその土地の外部者であることを述べた。つまり、説話がつくれる際、あるいは説話が語られる際に、土地の内部者であるか外部者であるのかが大きく関係していることが推測されるのである。では説話とその担い手（作り手・語り手）とはどのような関係があるのであろうか。次に説話とその担い手の関係、さらに『風土記』の成立過程の問題を考察していきたい。

二章で取り上げた、儀礼的狩猟ないし国占めなど、土地の支配と関わつて鹿と出会う記事は、『風土記』全体で『播磨国風土記』のみに九例見られる。次の表1はその内訳である。

表1 『播磨国風土記』における鹿との邂逅記事

品太天皇（応神天皇）	5例
大三間津日子命	1例（注釈稿などで孝昭天皇とする）
（記載なし・賀古郡記事）	1例（新考は品太天皇とする）
伊和大神	2例

繰り返しになるが、「鹿」（土地神）と出会った主体は全て土地の外部者であることを確認しておきたい。それぞれ確認すると、「鹿」と出会った主体は応神天皇・孝昭天皇・伊和の大神の二者一神となる。応神・孝昭両天皇は大和から巡幸していくため、もちろん土地の外部の人間である。伊和の大神は播磨国にいた出雲系伊和氏族の奉斎する神であり、先行研究の中では葦原志許乎命（注8）（大国主）と同一神視され、出雲系の神であるとされている。以上のように、土地の支配権などと関わってその土地神と出会いう際に、土地神の姿を「鹿」として表現することとは、土地の外部者が主体となる記事の特徴であると言えるのである。つまり、これらの説話は土地内部の人間の視点によつて描かれた説話ではなく、土地の外部者の視点でもつて描かれた説話なのである。

説話の表現上からこのような関係を見て取つたが、さらにこの問題を説話の様式上からも見ていきたい。土地内部の人間が神話を語った場合には、一つの様式があることが先行研究の中で指摘されている。古橋信孝氏（注9）は神が村々を巡回していく神話

を「巡回叙事」という言葉を用いながら、「村立ての始源に帰して確認する神話」であると述べている。つまり「神話」とは起源を語るものであり、土地にまつわる神話は村落の始源として在地民にとっての重要な根拠となっていたのである。このことは、実際の用例を見ると良く理解できる。

R 須佐能烏命の御子、國忍別命、詔りたまひしく、「吾あが敷き

坐す地いまくには、國形宣くにがたえし」とのりたまひき。（出雲国嶋根郡方結郷）

S 大穴持命、詔りたまひしく、「此といふの地みどりの田好たよしし。故、吾あかただが

御地みどりに占めあむ」と詔りたまひき。（出雲国仁多郡三處郷）

T 須作能乎命の御子、衝杵等乎与留比古命、國巡り行でまし

し時、此處に至りまして、詔りたまひしく、「吾あかただが御心こころは、
照明あかく正真ただしく成りぬ。吾あかただは此處に靜まり坐まさむ」と詔り

たまひて、靜まり坐しき。（出雲国秋鹿郡多太郷）

U 別君玉手等が遠祖、本ほん川内かわうちの國泉くわいの郡ぐんに居りき。地といふ便たよりよからざるに因りて、遷りて此の土どに到りて、仍ちい

ひしく、「此の野は狭くあれど、猶居るべし」といひき。

（播磨国揖保郡狭野村）

R・S・Tはそれぞれ神の巡回と鎮座を描いた神話であり、

神の鎮座したその土地が現在の里の起源につながっていると語っている。良き土地を求めて巡回する神がその土地で鎮座するに至るのは、その場所が良き土地、つまりR・Sのように「国形」や「田」が良かつたり、Tのように精神的な安息地であつたりしたからなのである。これを逆説的に説明すれば、神が鎮座している土地は良き土地であり、神の鎮座しない土地は悪い土地であるということになる。^(註10)

ではこれを踏まえて当該条を再度確認してみよう。大神は土地の国占めを失敗して別の地に遷り去った。つまり柏原の里に鎮座をしていないのである。先の三例からすると、この地は神が鎮座するのに良い土地ではないために去ったということになる。良くない土地・悪い土地に住み着かない例はUに見ることができる。厳密には神話ではないが、この説話は「遠祖」という神に準じる起源性を持つ人物によつて語られている。この例によると、その遠祖は便利な土地ではないことによつて別の土地に遷り住んだとある。

当該条の担い手が本当に柏原の里に住む人々（＝在地民）であるならば、神が他所の地へと去つていくような土地であるという神話を語るであろうか。「神話」の定義について、上田正昭氏は「神話」が「伝説」や「昔話」と異なる点は、「神話」で語られる「神聖を帯びたその言葉は、神話を信じた人々の行動のよりどころになる信仰的な真実であった」ものであると述べている。「神話」で語られる言葉が「神聖」性を帯びているものである以上、わざわざ自らの住む土地を貶めるような神話を語るとは到底考えられない。つまり、当該条の担い手は柏原

の里に住む在地民ではないのではないだろうか。

では当該条の実際の担い手は誰だつたのであろうか。当該条は大神が主人公となる話、つまり「神話」であるから、神話の神聖性を信じた人々を想定するのがふさわしいであろう。すなわち、当該条に描かれる大神の奉斎者集団が神話を所有していたと考えるのが一番良いことになる。そこで再度当該条を見てもみると、大神は「出雲の国より来ましし」と描かれている。当該条の柏原の里の属する讚容郡は出雲に通じるいわゆる「出雲道」がある郡である。このことから出雲との往来が実際に多かつたことが窺える。『播磨国風土記』では周辺国との往来を描く説話が多く載せられているが、讚容郡が出雲と近しい地理であったことからすれば、出雲人が当該条神話の担い手であった可能性は高いのではないだろうか。

しかしながら、当該条の大神は別の地へ遷り去つていくこととなる。神の移動はそのままその神の奉斎者集団の移動と重なつてゐるのであろう。すなわち、当該条を語る奉祭者集団は別の地へと遷り去つたことになる。通常、『風土記』説話は現地の里人が語つたものと考えられるのであるが、このような神話とその担い手の関係からすると、当該条は、神話の舞台となる柏原の里人が語つたものではなく、柏原の里の外部者である出雲人（出雲の大神奉祭者集団）が語つた神話である可能性があるものである。

つまり、当該条で大神が捕らえたものが「魚」ではなく「鹿」と表現していることからは、大神が土地神の抵抗を受けたことだけでなく、当該条の担い手が土地の外部者である可能性が推

測されるのである。また柏原の里が良い土地であると語らずに、神が去る悪い土地として描いていることも同様に、神話の語り手が土地の内部者、すなわち柏原の里の在地民ではないことを示唆しているのであろう。土地神を「鹿」と表す表現性と、良い土地に神は鎮座するという神話の様式と、この両面から見ても当該条は土地の外部の人間（出雲人）の語りであることが窺えるのである。

四 結論—当該記事の意義—

三章で論じたように、当該伝承の担い手が柏原の里内部者（＝在地民）ではなく、大神を奉斎する外部者（＝出雲人）であることからすれば、大神の移動に伴い、出雲人もこの地に定着せずに移動することになる。ならば、当該伝承を採取した土地も柏原の里ではなかつたということが予想される。このようことを考えさせるのが、次の表2である。

表2 『播磨国風土記』の出雲関連記事（当該条を除く）

	賀古	印南	餽磨	揖保	讚容	宍禾	神前	託賀	賀毛	美囊
0										
0										
4										
14										
0										
8										
3										
1										
2										
0										

一つは、『播磨国風土記』編纂者なしし伝承の採取者（おそらくは郡司層の人間）は、何らかの事情で柏原里へは赴いていなかつたのではないだろうかという可能性である。前述の結論を用いると、当該伝承を採取する役目の者が、柏原里の伝承を別の土地で採取した。伝承がすでに採取済みであるため、柏原里には赴くことをしなかつたのではないか、と考えることが出来るのである。例えば飾磨郡で採取された別資料が国府に存在していて、その資料に柏原里の記事が記載されており、編纂者はその資料を『風土記』に貼り付けたのかも知れない。

もう一つは、その伝承の採取者は柏原の里へ赴いたにもかかわらず、そこで採取した伝承を柏原の里伝承として採録しなかつた可能性である。この場合も前と同様、別資料からの貼り付けが行われたのかもしれない。

いずれの可能性にしても、柏原の里で採取するはずの（あるいはしたはずの）伝承とは別の資料が存在していたことになる。従来、『風土記』が編纂される過程は、役人が現地に赴いて伝承を採取し、それが集められて編纂されたものと考えられてきた。しかし、その記事の中には現地で採取された伝承を記載し

たもの以外に、別の土地で採取された伝承が存在していた。それが本稿で取り扱った柏原の里伝承なのである。つまり、『播磨国風土記』記事には採取場所の異なる二種類の伝承が存在していたことになる。このことから、当該条は『播磨国風土記』記事の採取過程、さらに成立過程を知るために重要な伝承であると考えられるのである。

(注1) 『続日本紀』和銅六年条には

①国郡郷(里)の名に好字をつける。

五月甲子、機内と七道との諸国^③の郡・郷の名は、好

②産物の色目

き字を着けしむ。その郡の内に生れる、銀・銅・彩

色・草・禽・獸・魚・虫等の物は、具に色目を録し、

③土地の肥沃状態

④自然地名の名称の由来

土地の沃墳、

⑤古老の伝える伝承

山川原野の名号^⑤の所由、また、

古老の相伝ふる旧聞・異事は、史籍に載して言上

(注7) 平林章仁氏『鹿と鳥の文化史——古代日本の儀礼と呪術——』
(一九九二年一〇月発行、白水社)

(注8) 〔角川〕『風土記』小島瓊禮 昭和四十五年七月三十日
初版 角川書店) では、「記紀や出雲記のオホナムチの
命に相当する神」、「岩波『風土記』武田祐吉 昭和十
八年三月十五日第七刷 岩波書店)」では「この神(筆
者注: 葦原の志舉乎の命)は出雲の大神であり、伊和の
大神であるらしい。」などと説明される。本文を引用し
ている「大系」も、完全ではないが「大汝命・葦原志許
乎命と異名同神として語る傾向にある」としている。

(注4) 秋本吉徳氏「日本神話必携」(稻岡耕二編、昭和五七年
一〇月発行、学燈社)

(注5) 実際に食事と靈力の付与を目的に行われた儀礼としては大嘗祭が挙げられるだろう。天皇は隔離された空間で神と共に食共寝をする。この儀礼は天皇の即位儀礼として行われ、この儀礼を通して天皇としての力を手に入れるのである。

(注6) 神同士の話ではないが、神が争いの結果、從来いるべき土地を追われる話は『常陸国風土記』にも確認できる。

人である壬生連麿の脅しに対して夜刀の神は土地を立ち去っている。注目すべきは、これが壬生連麿が谷を占めようとした時に起こったものである、という点である。つまり夜刀の神は土地を追われ、占拠する土地を失つたがために去っているのである。

せしむ。
とある。

(注2) 以下引用する『風土記』『古事記』『日本書紀』『万葉集』は『日本古典文学大系』(岩波書店)に拠る。

(注3) 岡田精司氏「大化前代の服属儀礼と新嘗——食国(ヲスクニ)の背景——」(『古代王権の祭祀と神話』一九七〇

年四月発行、橘書房)

(注9) 古橋信孝氏『万葉歌の成立』(一九九三年二月第一刷

住むべき土地を求めて神が巡行する、〈巡行叙事〉とでも名づけうる神謡があつた。これは神の巡行を語つて、その巡行の果てに選ばれた土地に、現在の村落があることとの根拠の表現である。つまり〈巡行叙事〉によつて、現在の村落の成員の結びつきを、神に見出されてなされた村立ての始源に回帰して確認する神謡であった。

(注10) 神話上は「神が良い土地だから鎮座する」と「神」に焦点が当たられるのであるが、その神話を土地の起源としている担い手(伝承者)たちから説明すれば、「ここが良い土地だから神が鎮座する」と「土地」に焦点が入れ替わるのである。

(注11) 上田正昭氏『日本神話』(一九七一年五月一〇日発行

岩波書店)

神話をどう位置づけるか。(中略)この世のはじめにおける、神と人間との重要なできごとを表現した言葉というのが、もつとも適當であろう。

神聖をおびたその言葉は、神話を信じた人々の行動のよりどころとなる信仰的な真実であつた。たとえそれが荒唐無稽なものであつても、神話の担い手たちにとっては、その言葉は現実におこつたこととして認識される畏敬すべきことがらであつた。(中略)神話はほんらい素朴で、よりなまなましい信仰に裏づけられた言葉であつた。